

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	それぞれ区別して陳列棚に表記・配置しています	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師
第一類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します		薬剤師
第二類医薬品 第2類医薬品 指定第二類医薬品 第2類医薬品 第②類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） 注） 指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 薬剤師又は登録販売者より、『してはいけないこと』、服用してはいけない人や、一緒に服用できない薬などの情報をお伝えします。 情報提供を受けて下さい。	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者
第三類医薬品 第3類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	情報提供を行いやすい場所に陳列します		薬剤師 または 登録販売者
指定濫用防止医薬品 小容量のもの 要確認 大容量のもの 要確認 要確認	濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として、厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品 指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します		薬剤師 または 登録販売者

- ※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。
 個人情報情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用しません。
- ※ 医薬品についてのご相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。お気軽にご相談ください。

医薬品被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用により入院治療程度の疾病や障害等の健康被害や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構： <http://www.pmda.go.jp/index.html>

救済制度相談窓口 フリーダイヤル： 0120-149-931

苦情相談窓口

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 フリーダイヤル： 0120-149-931